

人口問題研究所特別懇談會

本研究所以於ては新假廳舎への移轉後所内の研究報告會の外、所外の關係者との懇談を目的とした研究懇談會を開催することとなつた次第については既報の如くであるが、更に別に所外の學識經驗ある名士を招きその識見を聽くことを目的とする特別懇談會を開催することとし、その第一回として昭和十七年二月二十八日下村宏氏を招き南方事情と對南方方策とを中心議題としてその抱負を聽くところあつた。

尙當日は本研究研究所の外、武井厚生次官、中村人口局長、床次人口局總務課長等の出席があつた。

第七十九回帝國議會の協贊を経たる人口問題關係法律

第七十九回帝國議會に於て協贊を経たる提出法律案中特に人口問題に關係あるものを掲ぐれば左の如くである。

- 國民醫療法
- 國民體力法中改正法律
- 健康保險法中改正法律
- 國民健康保險法中改正法律

食糧管理法

所得稅法中改正法律

恩給法中改正法律

民法中改正法律

大東亞建設審議會官制の公布

大東亞建設に關する重要事項の調査審議機關たることを目的として制定せらるることとなつた大東亞建設審議會の官制は昭和十七年二月二十一日付官報を以て公布せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

大東亞建設審議會官制

(昭和十七年二月二十日 勅令第九十五號)

第一條 大東亞建設審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ大東亞建設ニ關スル重要事項(軍事及外交ニ關スルモノヲ除ク)ヲ調査審議ス

大東亞建設審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 大東亞建設審議會ハ總裁一人及委員四十人以上内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

第四條 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ得

第五條 總裁ハ會務ヲ總理ス

總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル國務大臣其ノ職務ヲ代理ス

第六條 内閣總理大臣ハ必要ニ依リ大東亞建設審議會ニ部會ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ部會長ヲ置ク内閣總理大臣ノ指名スル國務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

部會ニ屬スベキ委員ハ總裁之ヲ指名ス

第七條 國務大臣ハ隨時會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第八條 内閣總理大臣必要アリト認ムルトキハ專門委員其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ開陳セシムルコトヲ得

第九條 大東亞建設審議會ニ專門ノ事項ヲ調査セシムル爲專門委員ヲ置クコトヲ得

專門委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

專門委員ハ當該專門ノ事項ニ關スル調査終了シタルトキハ退任ス

第十條 大東亞建設審議會ニ幹事長、幹事及幹事輔佐ヲ置ク

幹事長ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事輔佐ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事長、幹事及幹事輔佐ハ上司ノ命ヲ承ケ會議事項ニ付調査及立案ヲ掌ル

第十一條 大東亞建設審議會ノ庶務ハ企畫院之ヲ掌ル幹事輔佐ハ前項ノ庶務ニ參與ス

第十二條 本令ニ定ムルモノノ外大東亞建設審議會ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス